

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		入館料の減免
根拠条例・規則名		さいたま市博物館条例
条 項		第 1 1 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 博物館 (電話：048-664-2322)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 画一的な基準を設定することが難しいため、個々の事例に応じて適切に判断する方針としている。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請を受理次第、直ちに処理している。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		